

都市ガス及び液化石油ガスの安全確保等に関する行政評価・監視
の局長通知に伴う改善措置状況（その後）の概要

〔調査の実施時期等〕

- | | |
|----------|----------------|
| 1 実施時期 | 平成13年1月～9月 |
| 2 調査対象機関 | 経済産業省、事業者、関係団体 |

〔通知日及び通知先〕 平成13年9月14日、経済産業省に対し局長通知

〔回答年月日〕 平成14年4月5日

〔その後の改善措置状況に係る回答年月日〕 平成15年10月6日

〔調査の背景事情等〕

- 総務省は、平成5年8月、「エネルギーに関する行政監察」の結果に基づき、液化石油ガス販売事業の消費設備調査の合理化等について、経済産業省に対し勧告
- 国内におけるガス事故は、平成5年までは減少傾向にあったが、それ以降は200件前後で推移。事故の多くは、供給段階及び消費段階で発生。ガス事業者及び需要家に対する事故防止のための保安対策を、引き続き推進していくことが求められている状況
- この調査は、需要家の一層の安全確保等を図る観点から、都市ガス及び液化石油ガスの新たな安全確保規制の下において、ガス事業者による保安対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 保安対策の充実</p> <p>(1) 事故防止のための保安対策の推進</p> <p>経済産業省は、ガス事業者の行う保安対策を推進し、保安業務の的確な実施を図る観点から、次のような措置を講ずる必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 都市ガス事業者に対し事業者資産である経年埋設管の交換等を、液石事業者に対し経年埋設管の腐食測定及び腐食測定結果を踏まえた交換等を、計画的に進めるよう引き続き勧奨すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 都市ガス事業者及び液石事業者の中には、経年埋設管（埋設されてから相当の年数が経過した亜鉛メッキ鋼管等のガス管）対策を必ずしも進めていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市ガス事業者： 経年埋設管の位置、延長、本数等を未把握（調査対象 70 事業者中 2 事業者）、経年埋設管の交換計画を未作成（同中 25 事業者） ・ 液石事業者： 経年埋設管の腐食測定未実施（32 事業者中 10 事業者）、腐食測定で不合格となった供給施設の改善に未着手（6 事業者中 2 事業者） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→○ 「ガス事業法及び同法関係規則の遵守状況の再点検等並びに経年埋設導管対策の計画的実施の徹底について」（平成 13 年 10 月 31 日付け原子力安全・保安院長通達。以下「事業者あて通達」という。）に基づき、都市ガス事業者に対し、経年導管対策について、対象導管の量等を明確にした実施計画の作成、実施計画の定期的見直し等により、計画的実施を更に徹底するよう求めた。また、その実施状況について立入検査において確認するよう経済産業局等に指示</p> <p>さらに、「経年導管対策の計画的実施の周知・徹底について」（平成 13 年 10 月 31 日付け原子力安全・保安院長通達）により、都市ガス事業者団体に対し、対策の推進を業界としてより一層進めるとともに、会員への周知・徹底を図るよう要請</p> <p>⇒○ 平成 14 年度に経済産業省及び経済産業局等が、経年埋設管を有する都市ガス事業者 619 事業者に対して立入検査を行い、経年導管対策の計画的な実施状況について確認したところ、このうちの 607 事業者では、対象導管の量、年間対策量等を明確にした定量的実施計画の作成、実施状況の定量的把握、実施計画の定期的見直し等による計画的な経年埋設管対策を実施していることを確認</p> <p>一方、計画的な経年埋設管対策を実施していない 12 事業者に対しては、文書による改善指導を行い、改善報告書の提出を指示した結果、12 事業者すべてが改善報告書を提出</p> <p>今後も、都市ガス事業者に対して、経年埋設管の交換等を計画的に進めるよう勧奨</p> <p>→○ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」（平成 14 年 2 月 28 日付け原子力安全・保安院長通達）により、経年埋設管の腐食測定及び腐食測定結果を踏まえた交換等を計画的に進めることを、液石事業者に対し指導・周知するよう液石事業者団体等に指示</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="280 738 1005 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>② 保安業務について、都市ガス事業者に対して、保安体制の整備等保安規程に基づく対策の適正な実施を図るよう指導すること。 また、地震防災強化対策地域内において、大規模地震対応措置に関する事項を保安規程に定めていない都市ガス事業者に対して、当該措置に関する事項を定めるよう指導すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 都市ガス事業者の中には、経済産業局に届け出た保安規程に定めた対策を適正に実施していないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス工作物の定期的な検査を励行していないもの、ガス主任技術者の代行者を指名していないもの等 (83 都市ガス事業者中 21 事業者) 	<p>⇒○ 液石事業者団体である社団法人日本エルピーガス連合会は、平成14年4月、「燃焼器具交換・埋設管点検事業の今後の対応について(お願い)」を发出し、液石事業者に対し経年埋設管の腐食測定及び腐食測定結果を踏まえた交換等を計画的に進めるよう指導・周知</p> <p>経済産業省は、平成14年5月に「平成14年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(平成14年5月27日付け原子力安全・保安院長通達)を发出し、液石事業者等に対し腐食点検を完了していない施設の早急な点検を促すとともに、改善措置の必要なものについては適正な措置を実施するよう指示</p> <p>この結果、経年埋設管対策の実施状況は、平成12年9月末現在で点検対象施設数が約27万8千施設存在し、14年3月末の点検率は76.0パーセントであったものが、15年3月末の点検率は84.7パーセントに向上</p> <p>今後も、液石事業者に対して、経年埋設管の腐食測定等を踏まえた交換等を計画的に進めるよう勧奨</p> <p>→○ 事業者あて通達により、保安規程の遵守状況を再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう、都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示</p> <p>⇒○ 都市ガス事業者が、事業者あて通達に基づき、保安規程の遵守状況について再点検を行った結果、報告期限である平成13年12月14日までに、264事業者において延べ456件の不適切事例が確認され、その内容及び改善策等を原子力安全・保安院等に報告</p> <p>平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者642事業者に対して立入検査を行い、保安規程の遵守状況について確認したところ、このうちの481事業者は保安規程を遵守していることを確認</p> <p>一方、保安規程の一部を遵守していない161事業者に対しては、文書による改善指導を行うとともに、改善報告書の提出を指示すること等により、161事業者すべてについて改善策の実施状況を確認</p> <p>今後も、都市ガス事業者に対して、保安体制の整備等保安規程に基づく対策の適正な実施を図るよう指導</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="280 742 1003 895" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③ ガス事業者に対し、検査結果に基づく指摘事項について文書による指導を推進し、改善報告の徴収及び改善措置状況を確認するための資料の徴収を行い、立入検査に基づく指導の実効性を確保すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 経済産業局の中には、立入検査結果に基づく指摘事項が未改善となっているガス事業者に対して、指導の実効性を確保する措置を実施していないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善報告に改善状況を確認する資料の添付を必ずしも求めていないもの（簡易ガス事業者：7経済産業局中3局、液石事業者：7経済産業局中3局）等 	<p>→○ 事業者あて通達により、地震防災強化対策地域内にガス工作物を設置する都市ガス事業者に対し、地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関する事等が保安規程に定められているか再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善すること等を指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示</p> <p>⇒○ 地震防災強化対策地域内にガス工作物を設置する都市ガス事業者 138 事業者が、事業者あて通達に基づき、法令に定められた大規模地震対応措置に関する事項が保安規程に定められているか再点検を行った結果、すべて適正な保安規程であることを確認</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 14 年度に経済産業省及び経済産業局等が、地震防災強化対策地域内にガス工作物を設置する都市ガス事業者のうち 31 事業者に対して立入検査を行い、大規模地震対応措置に関する事項が保安規程に定められているか確認した結果、すべて適正な保安規程であることを確認</p> <p>→○ 都市ガス事業者については、「「都市ガス及び液化石油ガスの安全確保等に関する行政評価・監視結果」への都市ガスに関する対応について」（平成 13 年 10 月 31 日付け原子力安全・保安院長通達）により、平成 11 年度以降の立入検査における指摘事項について改善の確認を行っていないものは改善の確認を行うとともに、指摘事項に対する改善確認方法の再検討を行うよう経済産業局等に指示</p> <p>⇒○ 都市ガス事業者が、事業者あて通達に基づき、平成 11 年度以降の経済産業省又は経済産業局等による立入検査において指摘を受けた事項（保安に関する部分に限る。）について、改善状況の再点検を行った結果、報告期限である 13 年 12 月 14 日までに、9 事業者において延べ 14 件の不適切事例が確認され、その内容及び改善策等を原子力安全・保安院等に報告</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 14 年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者 672 事業者に対する立入検査において指摘を行った 320 事項については、このうち改善措置状況を確認するための資料の添付が可能である延べ 291 事項のすべてについて当該資料を添付した改善報告書を徴収すること等により、320 事項すべてについて改善策の実施状況を確認</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="280 584 1003 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④ 簡易ガス事業者に係るガス事故年報等の報告様式につき、実績等が全くなく該当がない場合について、取扱いを簡略化する方向で検討すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 簡易ガス事業者が行う「ガス事故年報」等3報告については、全く該当がない場合でも、報告様式ごと、供給地点ごとに別葉で毎年十数枚のゼロ件報告を行うことが必要</p> <p>(2) ガス需要家に関する保安対策の推進</p> <p>経済産業省は、需要家に関する保安対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <div data-bbox="268 1198 1010 1410" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 消費機器等調査について、ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に適正に実施するよう指導の徹底を図ること。 また、都市ガス事業者の消費機器調査の実効を確保し、保安意識の向上を図るため、消費機器の改善措置を講じない需要家に対する周知、広報の強化等の方策を検討すること。</p> </div>	<p>→○ 液石事業者については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」（平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達）により、立入検査結果に基づく指摘事項について文書による指導を行うとともに、改善報告の徴収及び改善措置状況を確認するための資料の徴収を行い、立入検査に基づく指導の実効性を確保するよう経済産業局等に指示</p> <p>⇒○ 平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、液石事業者193事業者に対する立入検査において指摘した38事項については、文書による指導を行うとともに、改善報告の徴収及び改善措置状況を確認するための資料の徴収をすべて実施</p> <p>→○ 報告の徴収に係る手続を簡素化するため、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）を改正するための省令案についてパブリックコメントを求め、その結果を踏まえ同施行規則を改正（平成14年3月19日施行）</p> <p>⇒○ 改正されたガス事業法施行規則に基づき、①「ガス事故年報」については、複数の供給地点がある場合にも各供給地点の事故件数の合計を記載する、②「昇圧供給装置設置報告書」については、報告対象事項がない場合には報告を不要とする、③「新たにガス工作物が設置された建築区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物及び特定大規模建物並びに建物内中圧設備の年報」については、四半期ごとの報告を年度ごととするとともに、報告対象事項がない場合には報告を不要とするなど、適切に報告を徴収</p> <p>→○ 事業者あて通達により、消費機器調査が法令で定められた期間内に実施されているか再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ 消費機器等調査が定められた期間内に励行されていないものがある。また、同調査の実施の効果が十分に反映されていない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費機器等調査及び再調査が法令に基づく期間内に実施されていない例があるもの(50 都市ガス事業者中7 事業者、25 液石事業者中4 事業者) ・ 消費機器調査の結果、不適合であるとされた需要家のうち、再調査においてもなお改善されていない例があるもの(再調査対象の一般ガス需要家の 34.4 パーセント(5,327 需要家)) 	<p>⇒○ 都市ガス事業者が、事業者あて通達に基づき、消費機器調査が法令で定められた期間内に実施されているか再点検を行った結果、報告期限である平成13年12月14日までに、60 事業者において不適切事例が確認され、その内容及び改善策等を原子力安全・保安院等に報告</p> <p>平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者615 事業者に対して立入検査を行い、消費機器調査が法令で定められた期間内に実施されているか確認したところ、このうちの553 事業者は適正に実施していることを確認</p> <p>一方、適正に実施していない62 事業者に対しては、文書による改善指導を行い、改善報告書の提出を指示した結果、62 事業者すべてが改善報告書を提出</p> <p>今後も、消費機器調査について、ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に適正に実施するよう指導を徹底</p> <p>→○ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」(平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達)により、消費設備調査を法令に規定された期間内で適正に実施することについて液石事業者に指導・周知するよう液石事業者団体等に指示</p> <p>⇒○ 液石事業者団体である社団法人日本エルピーガス連合会は、平成14年3月、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について(お願い)」を発出し、液石事業者に対し消費設備調査を法令に規定された期間内に適正に実施するよう指導・周知</p> <p>平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、液石事業者193 事業者に対して立入検査を行い、消費設備調査が法令に規定された期間内に適正に実施されているか確認したところ、このうちの192 事業者は適正に実施していることを確認</p> <p>一方、適正に実施していない1 事業者に対しては、文書による改善指導を行い、改善報告書の提出を指示した結果、改善を確認</p> <p>→○ 「技術基準に適合していない消費機器を所有する需要家に対する通知について」(平成14年3月4日付け原子力安全・保安院長通達)により、技術基準に適合していない消費機器を所有する需要家に対しその危険性及び改善策を個別具体的に通知することを都市ガス事業者に周知・指導するよう、都市ガス事業者団体に指示</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="273 783 1003 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>② ガスの漏えい検査について、都市ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に適正に実施するよう指導の徹底を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ ガス漏えい検査が定められた期間内に励行されていない状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏えい検査が法令に基づく期間内に実施されていない例があるもの(83都市ガス事業者中8事業者) 	<p>また、平成13年度都市ガス安全広報事業により、技術基準に適合していない消費機器の危険性等について広報を強化</p> <p>⇒○ 平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者615事業者に対して立入検査を行い、技術基準に適合していない消費機器を所有する需要家に対し、その消費機器の危険性及び改善策が平易かつ個別具体的に通知されているか確認したところ、このうちの601事業者は適正に実施していることを確認</p> <p>一方、適正に実施していない14事業者に対しては、文書による改善指導を行い、改善報告書の提出を指示した結果、14事業者すべてが改善報告書を提出</p> <p>また、平成13年度に引き続き、14年度においても次のとおり、都市ガス安全広報事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> i) パンフレットの配布(263事業者等を通じ20万枚を配布) ii) インターネットのホームページによる広報 iii) 都市ガス事故情報データベースの運用 <p>→○ 事業者あて通達により、ガス漏えい検査が適正に実施されていることについて、再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示</p> <p>⇒○ 都市ガス事業者が、事業者あて通達に基づき、漏えい検査の適正な実施について再点検を行った結果、報告期限である平成13年12月14日までに、21事業者において不適切事例が確認され、その内容及び改善策等を原子力安全・保安院等に報告</p> <p>平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者613事業者に対して立入検査を行い、漏えい検査の実施状況について確認したところ、このうちの566事業者は適正に実施していることを確認</p> <p>一方、適正に実施していない47事業者に対しては、文書による改善指導を行い、改善報告書の提出を指示した結果、47事業者すべてが改善報告書を提出</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="286 309 994 496">③ 需要家に対する周知書面の配布について、ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に確実に実施させるよう指導の徹底を図ること。 また、簡易ガス事業者に対し、当該需要家に対応した周知書面の配布を的確に行うよう指導の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="286 549 394 576">(説明)</p> <p data-bbox="286 587 1016 651">○ 需要家に対する周知書面の配布が定められた期間内に励行されていない状況</p> <ul data-bbox="338 660 1016 879" style="list-style-type: none"> ・ 都市ガスの需要家に対する周知書面の配布が法令に基づく期間内に実施されていない例があるもの(37都市ガス事業者中3事業者) ・ 簡易ガスの需要家に対して、消費機器等調査の周期の異なる液石ガス需要家用の周知書面が配布されているもの(41簡易ガス事業者中4事業者) 	<p data-bbox="1093 201 2020 264">今後も、ガスの漏えい検査について、都市ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に適正に実施するよう指導を徹底</p> <p data-bbox="1039 312 2020 496">→○ 事業者あて通達により、消費機器に関する周知書面の配布が法令で定められた期間内に実施されているか再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示</p> <p data-bbox="1039 549 2020 692">⇒○ 都市ガス事業者が、事業者あて通達に基づき、消費機器に関する周知書面の配布が法令で定められた期間内に実施されているか再点検を行った結果、報告期限である平成13年12月14日までに、1事業者において不適切事例が確認され、その内容及び改善策等を原子力安全・保安院等に報告</p> <p data-bbox="1093 703 2020 847">平成14年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者615事業者に対して立入検査を行い、消費機器に関する周知書面の配布が法令で定められた期間内に実施されているか確認したところ、このうちの605事業者が適正に実施していることを確認</p> <p data-bbox="1093 858 2020 963">一方、適正に実施していない10事業者に対しては、文書による改善指導を行うとともに、改善報告書の提出を指示すること等により、10事業者すべてについて改善策の実施状況を確認</p> <p data-bbox="1093 975 2020 1038">今後も、需要家に対する周知書面の配布について、ガス事業者に対し、省令で定められた期間内に確実に実施させるように指導を徹底</p> <p data-bbox="1039 1091 2020 1276">→○ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について」(平成14年2月28日付け原子力安全・保安院長通達)により、消費設備の管理及び点検に関し需要家が注意すべき事項等の周知について、法令に規定された期間内に適正に実施することを液石事業者に指導・周知するよう液石事業者団体等に指示</p> <p data-bbox="1039 1329 2020 1430">⇒○ 液石事業者団体である社団法人日本エルピーガス連合会は、平成14年3月、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の遵守及び経年埋設管対策の計画的実施の徹底について(お願い)」を発出し、液石事業者に対し消費</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="226 1142 672 1171">2 取引の透明化及び適正化の推進等</p> <p data-bbox="248 1179 1010 1249">経済産業省は、事業者と需要家との公正な取引の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <div data-bbox="277 1270 1003 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="293 1278 987 1412">① 都市ガス事業者に対し、法令により定めるものとされている事項を供給約款に適正に記載させるとともに、供給約款を法令に従って公衆の見やすい箇所に掲示するよう指導すること。</p> </div>	<p data-bbox="1093 201 2011 268">設備に関する周知業務について法令に規定された期間内に適正に実施することについて指導・周知</p> <p data-bbox="1093 280 2011 384">平成 14 年度に経済産業省及び経済産業局等が、液石事業者 193 事業者に対して立入検査を行い、消費設備に関する周知業務が法令に規定された期間内に適正に実施されているか確認したところ、すべての事業者が適正に実施</p> <p data-bbox="1043 432 2011 603">→○ 事業者あて通達により、消費機器に関する周知において、ガス種又は事業形態に応じた適切な周知書面が配布されているか再点検し、不適切な事例が確認された場合には、速やかに改善するとともに、その内容及び改善策を原子力安全・保安院等に報告するよう都市ガス事業者に指示。また、その実施状況を立入検査等により確認していくよう経済産業局等に指示</p> <p data-bbox="1043 655 2011 799">⇒○ 都市ガス事業者が、事業者あて通達に基づき、消費機器に関する周知について、ガス種又は事業形態に応じた適切な周知書面が配布されているか再点検した結果、報告期限である平成 13 年 12 月 14 日までに 18 事業者において不適切事例が確認され、その内容及び改善策等を原子力安全・保安院等に報告</p> <p data-bbox="1093 812 2011 956">平成 14 年度に経済産業省及び経済産業局等が、都市ガス事業者 488 事業者に対して立入検査を行い、消費機器に関する周知についてガス種又は事業形態に応じた適切な周知書面が配布されているか確認したところ、このうちの 474 事業者は適正に実施していることを確認</p> <p data-bbox="1093 968 2011 1035">一方、適正に実施していない 14 事業者に対しては、文書による改善指導を行い、改善報告書の提出を指示した結果、14 事業者すべてが改善報告書を提出</p> <p data-bbox="1093 1048 2011 1115">今後も、簡易ガス事業者に対し、当該需要家に対応した周知書面の配布を的確に行うよう指導を徹底</p> <p data-bbox="1043 1278 2011 1422">→○ 「都市ガス事業者の業務の適正かつ公平な遂行について」（平成 13 年 10 月 22 日付けガス市場整備課長通達）により、法令により定めるものとされている事項を供給約款に適正に記載させるとともに、供給約款を法令に従って公衆の見やすい箇所に掲示することを都市ガス事業者に周知徹底・指導するよう都市</p>

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ 都市ガス事業者の中には、供給約款を営業所等公衆の見やすい箇所に掲示していないものあり (83 都市ガス事業者中 18 事業者)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② 液石事業者に対し、14 条書面の記載内容の適正化を図るよう指導すること。その際、特に、料金算定、消費設備等の設置・変更の費用負担方法等の記載の徹底を図ること</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 液石事業者の中には、需要家に対し契約時に交付する書面 (液石法第 14 条に定める書面) に必要な事項の記載を行っていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により記載すべき「価格の算定方法」、「消費設備の設置等に係る費用負担方法」等の記載を行わずに書面を交付しているもの (36 液石事業者中 21 事業者) 	<p>ガス事業者団体に指示。また、その実施状況については、監査・立入検査時に確認を行うよう経済産業局等に指示</p> <p>⇒○ 平成 13 年度及び 14 年度に経済産業省及び経済産業局等が行った監査・立入検査において、①法令により定めるものとされている事項が供給約款に適正に記載されていない 51 事業者、②供給約款が法令に従って公衆の見やすい箇所に掲示されていない 13 事業者に対して、ガス事業法に基づく公表の義務がある旨を説明し、口頭又は書面により改善をするよう指導を行った結果、すべての事業者について書面等により改善を確認</p> <p>→○ 14 条書面については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 14 条書面の記載内容の適正化について」(平成 13 年 10 月 22 日付け石油流通課長通達)により、経済産業局、液石事業者団体等に通知し、14 条書面の記載内容の適正化を図り、特に、料金算定、消費設備等の設置・変更の費用負担方法等の記載を徹底するよう液石事業者に指導することを指示</p> <p>⇒○ 経済産業省及び経済産業局等は、平成 14 年 9 月に開催した液化石油ガス中央懇談会、14 年 11 月から 12 月の間に 10 箇所で開催した液化石油ガス地方懇談会等において、14 条書面の記載内容の適正化を図り、特に、料金算定、消費設備等の設置・変更の費用負担方法等の記載を徹底するよう周知することにより、指導徹底</p> <p>今後も、液石事業者に対し、14 条書面の記載内容の適正化を図るよう指導し、その際、特に、料金算定、消費設備等の設置・変更の費用負担方法等の記載を徹底</p>